

湯浅町特産品等開発奨励補助金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、湯浅町の産品を活用した特産品の開発及び既存商品の改良をしようとする事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、湯浅町補助金等交付規則（平成10年3月2日規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、町の魅力の発信につながるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、湯浅町の産品を活かした特産品の開発に熱意のある次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は法人
- (2) 町内に店舗又は事業所を有する者
- (3) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象としない。

- (1) 町税、各種料金等を滞納している者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する団体等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、町の特色を活かした特産品となる商品、地域の食材を使用した調理品等を新たに開発する事業、又は、既存の商品を改良し特産品としての魅力を高める事業であって、次の各号すべてに該当するものとする。ただし、原則補助金の交付は、年度内1事業者等につき1事業限りとする。

- (1) 販売が見込まれること。
- (2) 将来にわたって町の特産品として定着が期待されること。
- (3) 町内の産品を活用した事業であること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる事業は交付の対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な目的を有する事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) その他町長が特に不相当と認めた事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、交付決定日以前に執行した経費は除く。

- (1) 設備費
- (2) 商品又はメニューの開発費
- (3) 試作品等の品質検査及び栄養成分分析費用
- (4) 各種許認可の申請及び商標の出願等に係る費用
- (5) 商品パッケージ等の製作に係る費用

- (6) 店頭販売時等の広告宣伝費用
 - (7) その他町長が適当と認める経費
- (補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費全額とする。

- 2 補助金の限度額は、50万円とする。
 - 3 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (交付の申請)

第7条 交付申請は、湯浅町特産品等開発奨励補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

- 2 規則第5条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 湯浅町特産品等開発奨励補助金事業計画書（様式第2号）
 - (2) 湯浅町特産品等開発奨励補助金収支予算書（様式第3号）
 - (3) 誓約書兼同意書（様式第4号）
 - (4) 経費のわかる資料等
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象事業は、原則として国、県、町の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 交付申請書及び関係書類に虚偽がないこと。
- (3) 町が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び検査等に応じること。
- (4) 不正受給等が発覚した場合は、補助金の返還等に応じること。

(交付の決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、次条に規定する審査委員会の審議を経て、補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 交付の決定は、湯浅町特産品等開発奨励補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

(審査委員会)

第10条 町長は、補助金交付申請書に記載された内容について審査するため、湯浅町特産品等開発奨励補助金事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、町長が別に定める湯浅町特産品等開発奨励補助金事業審査委員会設置要領に基づき、補助金交付申請書等の記載内容について、補助金の交付の適否及び補助金の額を審査し、その結果を町長に報告する。

(補助事業の変更等)

第11条 第9条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、湯浅町特産品等開発奨励補助金事業計画変更申請書（様式第6号）をあらかじめ町長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業を中止する場合
- (2) 補助金の額が変更になる場合
- (3) 事業内容を変更（軽微な変更は除く）する場合

(実績報告書等)

第 12 条 事業の実績報告は、湯浅町特産品等開発奨励補助金実績報告書（様式第 7 号）により行うものとする。

2 添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 湯浅町特産品等開発奨励補助金事業実績書（様式第 8 号）

(2) 湯浅町特産品等開発奨励補助金収支決算書（様式第 9 号）

(3) 事業に係る支払を証明する書類の写し

(4) 事業の実施状況がわかる写真、資料

(5) その他町長が必要と認める書類

3 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業を実施した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定通知)

第 13 条 補助金の確定通知は、湯浅町特産品等開発奨励補助金確定通知書（様式第 10 号）によるものとする。

(補助金の交付請求)

第 14 条 前条の規定により補助金の確定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、湯浅町特産品等開発奨励補助金交付請求書（様式第 11 号）により行うものとする。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。